



越前おおの

報道資料

【発信日】令和5年4月26日

【問合わせ先】

大野市役所（1階 9番窓口）

地域経済部農業林業振興課 課長 帰山康一朗

担当 養老 伸介

電話 64-4818

大野市宝慶寺いこいの森 謙渡先の募集について

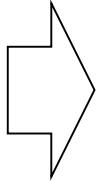
～～公募型プロポーザル方式による、謙渡先の募集～～

大野市宝慶寺いこいの森について、令和4年度に謙渡先の応募がなかったため、募集要件を市内法人から県内法人等へと拡大し再度募集します。

記

1 拡大した応募者要件

建物の謙渡を受けるまでに、大野市内に会社法（平成17年法律第86号）第911条に規定する本店または同法第930条に規定する支店を有する法人、または今年度中に有する見込みである法人。



県内に会社法（平成17年法律第86号）第911条に規定する本店又は同法第930条に規定する支店を有する法人、若しくは、会社法に基づく国内の法人で、施設の謙渡後1年以内に、市内へ支店を設けることを確約する法人。

2 謙渡物件

総合案内所、キャンプセンター、バーベキューセンター（2棟）、炊事棟（2棟）、トイレポンプ小屋、倉庫 等

3 スケジュール

募集要項の公表 4月27日(木)～

募集要項配布期間 4月27日(木)～5月26日(金)

提出書類（提案書含む）の受付期間 5月8日(月)～6月15日(木)

プロポーザル審査予定月 令和5年7月

謙渡予定月 令和5年10月

4 その他

事業者の選定は、市職員や有識者等の委員で構成する大野市宝慶寺いこいの森謙渡先プロポーザル審査委員会で行います。

大野市宝慶寺いこいの森 講渡に関する募集要項

1 募集の趣旨

大野市宝慶寺いこいの森（以下「いこいの森」という。）は、林業経営の近代化及び森林文化体験ゾーンの形成を図るとともに、保健休養機能の発揮等森林の総合利用を促進するため、昭和53年に設置されました。

市街地から約12kmほど離れた山村宝慶寺の高台に位置し、約30,000m²の敷地にキャンプ場、芝生広場などがあり、自然の中のレクリエーション施設として利用されてきました。

これまで指定管理者制度等での運営を行ってきましたが、大野市公共施設等総合管理計画の見直しを進める中で、大野市宝慶寺いこいの森については、レクリエーション施設として公共施設という制約を外し、民間事業者様の創意工夫を最大限活かして施設を活用いただくことが有効と判断し、当該施設を令和4年4月より一時閉鎖し、民間への譲渡等を検討することとしました。

これらの施設を有効活用し、運営にあたることのできる事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により募集します。

2 物件の概要

（1）建物に関するここと

次の建物を譲渡します。

	建築年	耐用 年数	延床面積 (m ²)	構造	備考
総合案内所	S54.4.1	38	73.0	S	
キャンプセンター	S56.4.1	38	140.5	S	
バーベキューセンター	H5.12.1	24	87.0×2	W	2棟あり
炊事棟	S54.4.1	38	41.0×2	S	2棟あり
トイレ（コインシャワー有）	H10.4.1	24	26.0	W	
ポンプ小屋	S54.4.1	41	2.7	C	
倉庫	S54.4.1	24	38.0	W	

※プロポーザルの審査項目において、購入希望価格調書の提出を求めます。なお、最低制限価格の設定はありません。

(2) 土地に関すること

土地については譲渡ではなく、大野市からの賃貸借となります。

※試算賃貸借額：年間1万円程度（課税地目：山林）

使用の際に、敷地内を通る林道「大野・池田線」の通行を妨げないことが必須条件となります。

3 条件等

(1) 建物に関すること

固定資産税は、地方税法及び大野市税賦課徴収条例の規定により譲渡後に課税されます。※試算税額：約6万円／年

譲渡等を受けた建物の使用を止め、土地の賃貸借契約を解約する際は、建物を解体してから返還する必要があります。

解体経費については、建物の延床面積等から、概算で1千6百万円程度と想定されますが、実際にかかる経費と異なる場合がありますのでご了承ください。

譲渡物件の所有権移転登記手続きについては、物件引渡し後、市において行う予定ですが、譲渡先が自ら行うことは妨げません。ただし、所有権の移転登記に要する一切の費用は譲渡先の負担とします。

敷地内にある炭焼小屋は、九頭竜森林組合の所有施設となりますので、使用については、別途協議が必要です。

旧林業振興センターは、令和7年3月まで大野市が所有し、それ以後は関係機関との協議が整い次第、解体等の手続きを検討しています。

(2) 土地の取扱いに関すること

事業者は、大野市と土地の賃貸借契約を結び、施設を運用します。

土地の賃貸借契約期間は10年間とし、延長については、その都度協議します。

賃貸借料金は、年間1万円程度の見込みです。

敷地内を通る「林道 大野・池田線」の通行を確保する必要があります。

樹木や植栽については、現状維持を基本と考えていますが、長期的、発展的な提案が出された場合は、大幅な変更について検討します。

土地の改修や工事等の現状変更については、市と協議が必要です。

※土地利用上の制約：土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

(3) 第三者への譲渡禁止

事業者は、譲渡等を受けた施設等について、施設の引渡しの日から10年間は第三者への譲渡、又は賃貸を行うことはできません。ただし、事業計画の履行に支障がないと市が特に認めた場合は、この限りではありません。

(4) 施設の引渡し

譲渡物件は現状有姿のまま事業者に引渡すので、必ず現地確認等を行ってください。閲覧図面等と現状が相違している場合は、現状を優先します。

建物は、年数が経過しており不具合がみられるますが、それを含めた一切の不具合を容認して物件の譲渡を受けるものであり、今後、事業を実施する上で必要となる一切の投資（修繕・改修・更新等）は、譲渡先の責任で行うものとし、引渡しに際しては、土地利用上の制約を含め、各種制限等があることを承認したものとします。

譲渡契約締結後に譲渡物件の種類、品質（地下埋設物や土壤汚染等の隠れたものを含む。）又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、大野市に対して目的物の修補請求、代替物の引渡請求、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除を求めるることはできません。

(5) 用途制限

事業者は譲渡を受けた施設等について、次の各号に掲げる用途に利

用しないこと

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員の活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業および同条13項に規定する接客業務受託営業の用途

（6）地域振興に関すること

地域と連携した観光・交流の促進や地域産品の活用など地域振興に資する取組みを行うよう努めること。

（7）雇用機会の確保

事業者は、地域住民の雇用の機会を設けるため、市民の雇用創出に努めること。

4 応募者の資格

（1）応募資格

- ①応募者は、日本の法律に基づく法人（以下「応募者」という。）又は複数の法人で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とします。
- ②応募グループである場合は、譲渡物件の所有者となる予定の法人をグループを代表する法人として定め（以下「代表法人」という。）、応募手続を代表して行ってください。グループの代表法人及び構成法人の変更は原則として認めません。応募グループの場合は、構成員のいずれかが別の応募者（別の応募グループの構成員を含む。）として重複参加することはできません。応募者から譲渡物件の重要な一部の運営に関し、全部若しくは一部の賃貸又は業務委託を受けようとする法人は、応募グループの構成員に該当します。

③応募者（応募グループにあっては代表法人）は、県内に会社法（平成17年法律第86号）第911条に規定する本店又は同法第930条に規定する支店を有する法人、若しくは、会社法に基づく国内の法人で、施設の譲渡後1年以内に、市内へ支店を設けることを確約する法人とします。

（2）応募者等の制限

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②大野市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年告示第103号）に基づく指名停止又は指名除外期間中ではないこと。
- ③租税を滞納していないこと。
- ④破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きを行っている法人でないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続きを行っている法人でないこと。
- ⑥暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与しない者であること。
- ⑦自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者でないこと。
- ⑧暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- ⑨暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者でないこと。

⑩次の内容に該当する者が役員となっていないこと。

- ア) 禁錮刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- イ) 市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ) 暴力団員と認められる者
- エ) 暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
- オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

5 スケジュール及び応募手続き等

(1) スケジュール

内容	日程
募集要項の公表	4月27日(木)～
募集要項配布期間	4月27日(木)～5月26日(金)
施設関連資料の閲覧期間	4月27日(木)～5月26日(金)
現地内覧会期間	5月8日(月)～5月26日(金)
質問書受付期間	5月8日(月)～5月26日(金)
書類の受付期間	5月8日(月)～6月15日(水)
プレゼンテーション及びヒアリング	7月
譲渡の仮契約等	8月
契約、物件の引き渡し	10月

※上記スケジュールは予定であり、日程を変更する場合があります。

また、日程が確定していない事項については、適宜文書により通知します。

(2) 募集要項の配布

- ①配布期間：令和5年4月27日（木）から同年5月26日（金）まで（土日祝日を除く、開庁日の午前9時から午後5時まで）
- ②配布場所：要項末尾問合せ先又は大野市ホームページ

(3) 施設関連書類の閲覧

- ①閲覧期間：令和5年4月27日（木）から同年5月26日（金）まで（土日祝日を除く、開庁日の午前9時から午後5時まで）
- ②閲覧場所：要項末尾問合せ先
- ③注意事項：閲覧する場合は、事前に連絡し担当者の了解を得ること。

(4) 現地内覧会の実施

- ①予定日時：令和5年5月8日（月）から同年5月26日（金）まで（土日祝除く、開庁日の午前9時から午後5時まで）のうち申込者1者につき1時間程度、申込次第日程調整し隨時行います。
- ②開催場所：大野市宝慶寺13-30 宝慶寺いこいの森
- ③申込方法：現地内覧会への参加を希望する旨並びに法人の名称代表者氏名及び当日参加者の氏名を明記の上、ファックス又は電子メール（要項末尾問合せ先）、電話にて令和5年5月19日（金）午後5時までに申し込むこと。（任意様式）
- ④注意事項：申し込みが無かった場合は、現地内覧会は実施しません。現地内覧会に参加しなくてもプロポーザルに参加することは可能ですが、現地内覧会に参加した場合において容易に知り得る事項については、全て了知されているものとみなします。

(5) 質問書の受付

- ①受付期間：令和5年5月8日（月）から同年5月26日（金）まで（土日祝日を除く、開庁日の午前9時から午後5時まで）
- ②受付方法：質問書（様式7）にまとめ、要項末尾問合せ先に持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。

③注意事項：電話又は口頭による質疑は受け付けない。回答は令和5年6月7日（水）までに随時市のホームページに掲載します。（質問者名は非公表）

なお、現地内覧会等で、直接質問された内容については、この限りではありません。

（6）提出書類の受付

①受付期間：令和5年5月8日（月）から同年6月15日（木）まで（土日祝日を除く、開庁日の午前9時から午後5時まで）

②受付方法：要項末尾問合せ先に持参または郵送。（郵送の場合は、封筒の表面に大野市いこいの森譲渡先プロポーザル参加申込書在中と朱書きし、配達記録の残る書留郵便等とすること）

③提出書類：下記書類（正本1部、副本※PDFデータで提出）

	提出書類	備考
1	参加申込書	様式1
2	誓約書	様式4
3	法人の概要書	様式5
4	登記事項証明書	募集要項公表後に取得したもの
5	定款その他これに類する書類	任意様式
6	役員名簿	様式6
7	決算書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書（※）、税務申告書の写しなど）	直近3事業年度分
8	納税証明書（国税、県税、市税の未納がないことの証明）	最近期のもの
9	事業計画書	様式8
10	収支予算書	様式9
11	資金調達計画書	様式10
12	購入希望価格調書	様式11

※作成していない又は作成する必要のない場合には省略できます。

グループで参加する場合、構成員全ての法人について、提出書類の3～8を提出するほか、代表法人が次の書類を提出すること。

	提出書類	備考
1	グループ員構成表	様式 2
2	グループ申請に係る構成法人の委任状	様式 3
3	グループ協定書の写しその他これに類する書類	任意様式

（7）応募にあたっての留意事項

- ①市は、本要項で定める書類のほか、必要に応じ追加書類の提出を求めることがあります。
- ②受付期間終了後、提出された書類の再提出または追加書類の提出を求めることがあります。
- ③応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ④次のいずれかに該当すると判明した場合は失格とします。
 - ア) 提出書類等に必要事項が記載されていない場合
 - イ) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
 - ウ) 応募申込の資格条件に違反している場合
 - エ) 選定委員会（後記参考）の構成員への審査における便宜を図ることを依頼する等、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤書類の作成及び提出に要する経費はすべて応募者の負担とします。
- ⑥応募者が提出する事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。市が選定以外の用途に使用する場合は事前に応募者の了解を得なければならぬこととします。
ただし、大野市情報公開条例（平成9年条例第37号）（以下、「情報公開条例」という。）に基づき使用する場合には、応募者の了解を得ずに使用できることとし、異議を唱えないこととしますが、

個人情報または企業等の正当な利益を害する情報は、非開示とします。

⑦提出書類は次のとおり作成してください。

ア) 用紙は A4 判（縦置き、横書き、A3 判折込可）とします。

イ) 文字のサイズは原則 12 ポイント以上とします。

⑧参加申込後に辞退する場合は、必ず辞退届（様式 13）を要項末尾問合せ先に提出してください。

6 審査に関する事項

譲渡先の選定にあたっては、透明性、公平性客観性を確保するとともに専門的視点からの評価を行うため、有識者等の委員で構成する大野市宝慶寺いこいの森譲渡先プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

（1）審査の方法

委員会では、審査基準表に基づき審査し、譲渡先候補者と次点候補者を選定します。審査は総合点方式とし、委員合計点の最高得点者を譲渡先候補者、それに次ぐ者を次点候補者とします。

譲渡先候補者（次点候補者）に最低限必要な基準点を委員合計点の 60 %とします。なお、委員会では原則として全ての参加資格者に対して審査を行い、応募者が 1 者の場合でも委員合計点が 60 %を満たしている場合に限り譲渡先候補者とします。

また、いずれかの審査項目において、著しく劣り若しくは合理性を欠くと判断された提案は得点の如何にかかわらず失格とすることがあります。

（2）審査基準表

	評価項目	配点
基本方針	公募の趣旨を理解し、施設の譲渡対象者として相応しい経営理念・経営方針であるか。	10

事業計画に関すること		60
	事業内容、提供するサービスの内容及び営業時間等について、質の高いサービス提供が期待できるか。	(20)
	施設のあり方について、長期的視点を持ち事業を計画しているか。	(20)
	施設の維持管理、利用者の安全管理について、適切な実施が見込めるか。	(20)
地域貢献に関すること		40
	地域や施設の特性を理解し、地域活性化に結び付く効果的な施設活用が期待できるか。地域に根ざし、地域住民や地域産業との連携、協働が期待できるか。	(30)
	地域雇用を積極的に考えているか。	(10)
事業推進体制に関すること		80
	応募者が市内の法人である。または応募グループに市内の法人が参加している。	(20)
	施設等の運用実績、ノウハウは豊富か、従業員の雇用、配置計画は適当であるか。	(30)
	収支計画、投資計画、資金調達計画は適当であるか。	(10)
	財務状況は健全な状態にあるか。安定した経営を行える財政基盤を有しているか。	(10)
	S D G s (持続可能な開発目標)、大野市ゼロカーボンシティ宣言を考慮した取り組みがなされているか。	(10)
購入希望価格に関すること		10
	提案価格／最高提案価格 × 10 (小数点第2位切り捨て) (1者のみ応募の場合はC評価とする)	(10)

(3) 審査の得点化方法

各評価項目については、次に示す5段階評価により得点を付与します。

段階	当該項目の評価	得点
A	優れている	各項目の配点×1.0
B	やや優れている	各項目の配点×0.8
C	普通である	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣っている	各項目の配点×0.2

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

①実施日時：令和5年7月（予定）

※時間及び場所等詳細は参加事業者へ別途通知します。

②注意事項：プレゼンテーションは応募者自ら行うこと。また、出席者は1者3名までとし、事前に出席者を報告すること。

(5) 審査結果の公表

審査結果は、審査を受けた全ての事業者に通知します。また、市ホームページにおいて譲渡先候補者、次点候補者名及び評価点を公表します。

7 契約に関する事項

（1）契約交渉の相手方に選定された者と大野市との間で、内容について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結します。

8 その他

（1）参加申込書の提出後に辞退をする場合は、書面により届け出るものとします。

- (2) 事業計画書については、1者につき1提案に限ります。
- (3) 参加申込書を提出した後、事業計画書の差替、訂正、再提出することはできません。ただし、市から指示があった場合を除きます。
- (4) 参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることができます。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とします。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

<問い合わせ先>
大野市地域経済部農業林業振興課
〒912-8666
福井県大野市天神町1-1
電話 0779-64-4818
ファクス 0779-65-1424
e-mail norin@city.fukui-ono.lg.jp

(様式 1)

〇〇年〇〇月〇〇日

大野市長 様

(提出者) 住 所
商号又は名称
代表者

参加申込書

令和 年 月 日付で公告のありました、大野市宝慶寺いこいの森譲渡に係る公募型プロポーザルについて、参加したいので関係書類を添えて応募します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡先) 会社・部課名
担当名
電話

(様式 2)

グループ員構成表

構成法人 (代表法人)	住所 名称 代表者氏名 事業内容
構成員 1	住所 名称 代表者氏名 事業内容
構成員 2	住所 名称 代表者氏名 事業内容
構成員 3	住所 名称 代表者氏名 事業内容

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※応募グループで応募する場合は、構成するすべての法人について、提出書類 1 ~ 8までの書類を添付してください。

(様式3)

〇〇年〇〇月〇〇日

グループ申請に係る構成法人の委任状

大野市長 様

構成員 住所
名称
代表者氏名

構成員 住所
名称
代表者氏名

構成員 住所
名称
代表者氏名

私たちは、下記の法人をグループの代表法人として、公募型プロポーザルの応募に関する一切の権限を委任します。

代表法人 住所
名称 社印
代表者氏名

(様式4)

〇〇年〇〇月〇〇日

誓約書

大野市長 様

住所

名称

社印

代表者氏名

私は、下記の事項について、誓約いたします。

また、本誓約書による誓約に違反することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、応募資格の取り消しなど、市の行う一切の権限について意義申立てを行いません。

記

- 1 本件募集要項の内容を承知し、応募します。
- 2 応募者の参加資格要件を満たしています。
- 3 応募者の制限の要件を満たしています。
- 4 応募書類の内容には虚偽はありません。

(様式 5)

法人の概要書

法人の名称	
所在地	
代表者氏名	
設立年月	
従業員数	
経営理念	
沿革	
主な業務内容	
親会社・グループ会社・出資者に関する状況	
類似施設の運営実績	
組織図	

(様式 6)

役員名簿

役職	ふりがな 氏名	生年月日	住所
備考			

(様式 7)

〇〇年〇〇月〇〇日

質問書

大野市長 様

法人名称

担当者名

連絡先

質問項目	質問内容

※質問が複数ある場合は、箇条書きで簡潔に記載してください。

(様式 8)

事業計画書

1 基本方針

(1) 公募に参加した動機又は経緯

(2) 経営理念、経営方針

2 提案内容

事業計画に関すること

地域貢献に関すること

事業推進体制に関すること

(様式 9)

收支予算書

1 収入

内訳	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	合計
事業収入						
利用料						
○○○						
○○○						
○○○						
○○○						
合計						

2 支出

内訳	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	合計
人件費						
消耗品費						
○○○						
○○○						
○○○						
○○○						
合計						

※譲渡物件引き渡しの日から 5 年間分の收支計画を記入すること。

具体的な積算の内訳、根拠を別紙（任意様式）で示すこと。

消費税を含まない額で記入すること。

(様式 10)

資金調達計画書

(1) 資金調達

区分	金額（千円）	調達先・借入先
手持ち資金		
借入金		
その他		
計		

(2) 用途

区分	金額（千円）	調達先・借入先
財政購入費		
工事費		
租税公課費		
その他		
計		

(3) 借入金内訳及び返済方法等

借入先	金額（千円）	調達先・借入先

※項目等は、施設用途に応じて適切なものにしてください。

本様式を参考に書類を作成し提案内容に応じた内容を記入してください。

残高証明又は通帳等の写し及び融資証明書を添付してください。

(様式 1 1)

〇〇年〇〇月〇〇日

大野市長 様

(提出者) 住 所
商号又は名称
代表者

購入希望価格調書

大野市宝慶寺いこいの森譲渡に係る公募型プロポーザルに係る購入希望価格を次の通り提出します。

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

消費税及び地方消費税相当額は含まない。

※金額は、算用数字で記入し最初の数字の前に「¥」を記入してください。

(様式 1 2)

○○年○○月○○日

大野市長 様

(提出者) 住 所
商号又は名称
代表者

確約書

大野市宝慶寺いこいの森譲渡に係る公募型プロポーザルへの参加に際し、
施設の譲渡を受けた場合、1年以内に大野市内へ支店を設けることを確約
いたします。

(様式 1 3)

○○年○○月○○日

大野市長 様

(提出者) 住 所
商号又は名称
代表者

辞退届

大野市宝慶寺いこいの森譲渡に係る公募型プロポーザルへの参加を辞退します。

記

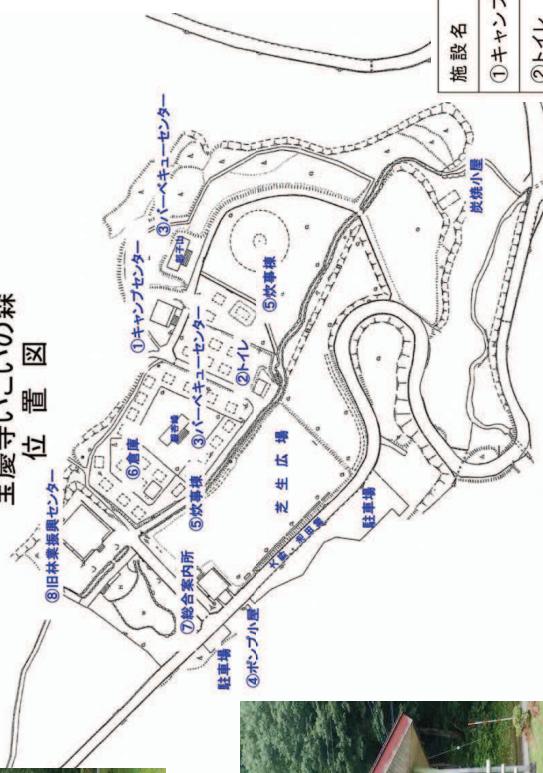
1 辞退する理由

※炭焼小屋は九頭竜森林組合所有施設

敷地面積 34,407 m²

施設名	延床面積(m ²)	耐年	処分制限期間
①キャンプセンター	140.5	38	H31.4.1
②トイレ	26.0	24	R4.4.1
③バーベキューセンター	87.0×2 棟	24	H29.12.1
④ポンプ小屋	2.7	41	R2.4.1
⑤炊事棟	41.0×2 棟	38	H29.4.1
⑥倉庫	38.0	24	H15.4.1
⑦総合案内所	73.0	38	H29.4.1
⑧旧林業振興センター (R7.3.31まで市所有)	516.4	47	R7.4.1
⑨林間広場(芝生広場含む)3力所	9,000		

宝慶寺いこいの森
位 置 図



⑥倉庫



⑧旧林業振興センター
(R7.3.31まで市所有)



⑤炊事棟
(東側)



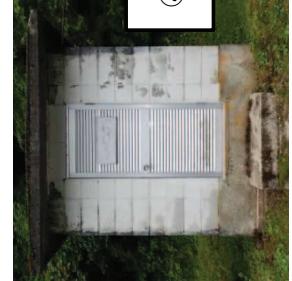
⑦総合案内所



⑤炊事棟
(南側)



④ポンプ小屋

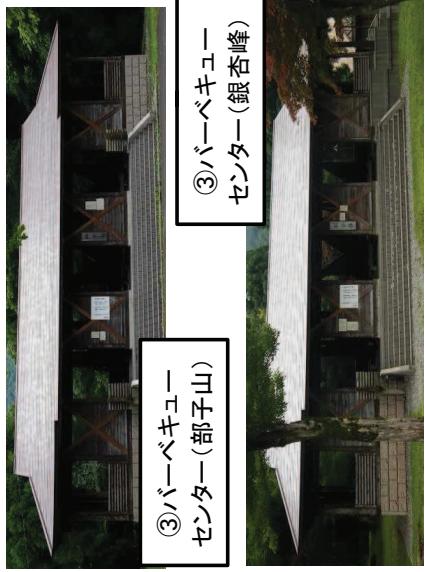


②トイレ

①キャンプセンター



③バーベキュー
センター(銀杏峰)



③バーベキュー
センター(部子山)

宝慶寺いこいの森 運営実績

平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度

利用人数（延）	2,769	3,087	4,598	5,677	5,797
---------	-------	-------	-------	-------	-------

施設利用料	198,800	222,000	360,150	467,950	762,000
薪、シャワー等	61,800	134,300	259,850	212,600	211,100
収入額	260,600	356,300	620,000	680,550	973,100

参考：令和2年度はクーポンによる割引の419,000円分収入額が少ない

市支出額

指定管理料等	6,103,000	6,103,000	6,120,500	6,138,000	5,497,800
修繕料				178,970	
光熱水費					138,882
通信運搬費					41,164
手数料					1,513,340
使用料賃借料					24,446
原材料費					4,400
管理経費計	6,103,000	6,103,000	6,120,500	6,316,970	7,220,032

参考：消費税率 8% 8% 8%+10% 10% 10%

参考（指定管理者運用実績報告）

人件費	4,040,936	4,319,854	4,946,593	4,266,680	4,298,588
燃料費	211,226	87,517	120,737	111,101	123,622
汲取料	444,448	444,447	325,928	1,143,639	
資材費	15,556	105,600		309,585	254,277
消耗品費	759,657	438,136	206,183	177,012	107,604
修繕費	206,880	262,195	236,074	191,636	250,207
電気・電話料	151,516	157,742	159,643	188,156	8,499
小計	5,830,219	5,815,491	5,995,158	6,387,809	5,042,797
事務費	100,523	175,542	223,275	198,529	159,810
管理経費（税抜）	5,930,742	5,991,033	6,218,433	6,586,338	5,202,607

消費税8%	474,459	479,282	370,295		
消費税10%			158,974	658,633	520,260

管理経費計	6,405,201	6,470,315	6,747,702	7,244,971	5,722,867
-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------